

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【公開番号】特開2012-9268(P2012-9268A)

【公開日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-002

【出願番号】特願2010-144130(P2010-144130)

【国際特許分類】

H 01 M 4/62 (2006.01)

H 01 M 4/136 (2010.01)

H 01 M 4/133 (2010.01)

【F I】

H 01 M 4/62 Z

H 01 M 4/02 1 0 6

H 01 M 4/02 1 0 4

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月11日(2013.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電極活物質、バインダー及び水を必須成分として含み、二次電池の正極を形成する正極水系組成物であって、

該バインダーは、(メタ)アクリル変性した構造を有するフッ素含有重合体の水分散体を含み、

該フッ素含有重合体は、フッ化ビニリデン系重合体であることを特徴とする二次電池用正極水系組成物。

【請求項2】

前記バインダーは、最低造膜温度が40以下であることを特徴とする請求項1に記載の二次電池用正極水系組成物。

【請求項3】

前記電極活物質は、リチウムイオンを吸蔵、放出できる電極活物質であることを特徴とする請求項1又は2に記載の二次電池用正極水系組成物。

【請求項4】

前記電極活物質は、オリビン構造を有する化合物を含む正極活物質であることを特徴とする請求項3に記載の二次電池用正極水系組成物。

【請求項5】

前記電極活物質は、リン酸鉄リチウムを主成分として含む正極活物質であることを特徴とする請求項3又は4に記載の二次電池用正極水系組成物。

【請求項6】

請求項1～5のいずれかに記載の二次電池用正極水系組成物に用いられるバインダーであって、

該バインダーは、(メタ)アクリル変性した構造を有するフッ素含有重合体の水分散体を含むことを特徴とする二次電池用正極水系組成物用バインダー。

【請求項7】

請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の二次電池用正極水系組成物を用いて形成されることを特徴とする二次電池用正極。

【請求項 8】

(メタ) アクリル変性した構造を有するフッ素含有重合体を含むことを特徴とする二次電池用正極。

【請求項 9】

請求項 7 又は 8 に記載の二次電池用正極を用いて構成されることを特徴とする二次電池。